

2. 2010年NPT運用検討会議

2010年NPT運用検討会議：最終文書（行動計画）の概要

平成22年5月29日

軍縮不拡散・科学部

1 核軍縮

[核軍縮一般・2000年合意「明確な約束」の再確認]

- すべての国は「核兵器のない世界」の実現という目標と整合性のとれた政策を追求。（アクション1）
- 核兵器廃絶の明確な約束の実施において、核兵器国は一方的、二国間、地域、多国間の措置を通じ、あらゆる種類の核兵器を削減し、究極的には廃絶するために更に努力。（アクション3）

[核兵器の数と役割の低減（核兵器国による核軍縮の具体的措置）]

- 核兵器国は2000年NPT運用検討会議の最終文書に含まれる具体的核軍縮につながる措置の進展の加速にコミット。
 - あらゆる種類の核兵器削減
 - 核兵器の役割の更なる低減
 - 核兵器システムの運用状態の低減 等
- 2014年の準備委員会で締約国に報告するよう核兵器国に要請。2015年NPT運用検討会議で評価し、次のステップを検討。（アクション5）

[消極的安全保証]

- すべての核兵器国は消極的安全保証に関する既存のコミットメントを尊重。（すべての）締約国に対する供与を奨励。（アクション8）

[CTBT]

- すべての核兵器国はCTBTの早期批准を約束。特にNPT非締約国を含む、未批准国による批准奨励に関する核兵器国の特別な責任を確認。（アクション10）
- 条約発効までの間、すべての国は、核実験実施及び新しい核兵器技術の使用に関するモラトリアムを維持。（アクション11）

[FMCT]

- CD（軍縮会議）において核分裂性物質生産禁止条約の交渉を直ちに開始すべきことに合意。（アクション15）
- 核兵器国により、軍事目的のためには不要とされたすべての核分裂性物質のストックを、IAEAに申告することを約束するよう奨励。（アクション16）

[信頼醸成・軍縮不拡散教育]

- すべての国は、核兵器のない世界の達成に向け、政府、国連、その他の国際・地域機関、市民社会の間の協力を支持することの重要性に合意。（アクション19）
- すべての国による、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告に含まれる勧告の実施を奨励。（アクション22）

2 核不拡散

[保障措置]

- 追加議定書の未締約国に対し、速やかな締結及び発効を奨励。(アクション28)
- 追加議定書の締結及び発効促進のためのIAEAによる支援を奨励。(アクション29)

[IAEA]

- IAEAの政治的、技術的、財政的基盤の確保。(アクション33)
- 各国の国内計量管理体制整備に対するIAEAの支援を奨励。(アクション46)

[輸出管理]

- 多国間で合意されたガイドラインの活用を奨励。(アクション36)

[核セキュリティ]

- 核物質防護条約の早期の批准及び未締約国による締結を奨励。(アクション42)
- 核テロ防止条約の未締約国に対し、速やかな締結を奨励。(アクション45)

[北朝鮮]

- 北朝鮮に対し、2005年の六者会合の共同声明のコミットメントを履行することを強く要請。NPT及びIAEAセーフガードに復帰することを強く要求。北朝鮮及び締約国に対し、不拡散及び軍縮の義務の履行を求める。(「他の地域問題」)

3 原子力の平和的利用

[原子力の平和的利用と保障措置]

- 原子力技術の移転及び国際協力を推進するにあたっては、第3条（IAEAとの保障措置協定の締結）等に従って促進することの確認。(アクション51)

[IAEAの役割の重要性]

- IAEAの活動に対し、今後5年間で1億ドルの追加拠出を奨励。(アクション55)

[3Sの確保]

- 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり、保障措置、原子力安全及び核セキュリティ（3S）へのコミットメント及び実施の確保。(アクション57)

[核燃料サイクルに関する多国間アプローチ]

- 核燃料供給保証メカニズムを創設する可能性を含めて、核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論をIAEAの場で継続。(アクション58)

4 中東決議

- 国連事務総長及び中東決議共同提案国（米英露）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催を支持。

(了)

2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の 新しいパッケージ

日本国政府及びオーストラリア政府は、核兵器不拡散条約（NPT）の重要性を再確認し、また、NPTの普遍化を通じて国際的な核軍縮及び不拡散体制を強化する必要性を強調しつつ、NPT締約国が2010年のNPT運用検討会議において以下の実践的な核軍縮及び不拡散措置を承認することを提案する。

1. すべての締約国がNPT第6条の下でコミットしている核軍縮につながるような、核兵器の完全な廃絶を達成するとの核兵器国による明確な約束を再確認する。
2. アメリカ合衆国とロシア連邦との間で第一次戦略核兵器削減条約の後継条約交渉が進展したことを始め、フランス共和国、ロシア連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国が実施している核軍縮努力を歓迎し、すべての核兵器保有国が核軍縮措置に係る二国間や多数国間の交渉を行うことを要請する。
3. 核軍縮措置に係る交渉が妥結するまでの間、すべての核兵器保有国が、国際の安定を促進する方法で、また、すべてにとって損なわれることのない安全保障の原則に基づき、核兵器数を削減すること又は少なくとも核兵器数を増加させないことにつき早期にコミットすることを要請する。
4. 核兵器国及び他のすべての核兵器保有国に対し、自国の安全保障政策における核兵器の役割を低減することをコミットすることを要請し、また、核兵器国に対し、NPTを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないという強化された消極的安全保証をできる限り早期に供与する等の措置をとることを要請する。
5. すべての核兵器保有国が、核兵器の偶発的又は未認可の発射の危険を低減する措置をとること、また、国際の安定及び安全を促進する方法で核兵器システムの運用状態を一層低減させることを要請する。
6. 核軍縮のプロセスにおける不可逆性及び検証可能性の原則の重要性を強調する。

(仮訳)

7. 核弾頭総数及び運搬システム並びにそれらの配備状況等についてNPT締約国間で合意される形式によって定期的に報告を行うことを含め、すべての核兵器保有国による自国の核兵器の能力に関する更なる透明性を要請する。
8. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効の観点から、CTBTの未署名・未批准国に対しできる限り早期に署名・批准するよう求め、また、CTBT発効までの間、核実験モラトリアムを維持することの重要性を強調する。
9. すべての核兵器保有国が兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言し、維持するよう求めつつ、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始・早期妥結を要請し、また、これら核兵器保有国に対し、軍事目的のためには必要ない核分裂性物質を自発的に公表し、そのような物質をIAEAその他の国際的検証の下に置くよう求める。
10. 核兵器の拡散が国際の平和と安全にもたらす脅威を再確認し、また、IAEA保障措置協定及び国連安全保障理事会の関連決議の遵守を含む不拡散上の義務がすべての国によって厳格に遵守される必要性を再確認する。
11. モデル追加議定書に基づくIAEA追加議定書を伴う包括的保障措置協定が国際的に認知された保障措置の基準となるべきであることを強調し、包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書を締結していないすべての国に対し、そのできる限り早期の締結を求めるとともに、すべての国に対し、この保障措置の基準を核物質及び設備の供給に適用することを要請する。
12. NPTからの脱退通告に対する二国間、地域的又は国際的な協議を含め、適切な国際的対応の重要性を強調する。特に、IAEAによって保障措置義務違反と判断された国による脱退通告の場合には、国連憲章の下での国連安全保障理事会の役割に従い、同理事会が速やかに開催されるべきである。
13. NPTからの脱退国は、NPT締約国であった間に獲得した核物質及び設備並びにそのような核物質又は設備を通じて生産された特別な核物質

を、平和的目的以外の目的で使用できないことを強調する。

14. すべてのNPT締約国は、無差別にかつNPT第1条、第2条及び第3条の規定に従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を行う権利を有していることを再確認し、また、原子力の平和的利用において特に途上国を援助するIAEAの取組を支援する。
15. 原子炉を稼働し、建設し又は計画している国に対し、原子力安全に関する4つの条約、すなわち「原子力の安全に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」及び「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の締約国になるよう求める。
16. すべての国に対し、2005年の改正を含む「核物質の防護に関する条約」及び「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の早期締結を含め、核物質及び原子力施設のセキュリティを強化するための更なる措置をとるよう求める。